

鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、石油系資材価格の高騰による漁業経費への影響を緩和するため、沿岸漁業者が負担する漁業出荷用発泡箱（以下「発泡箱」という。）の購入費に対する緊急支援を行うことにより、県内漁業者の漁業経営の改善に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第4欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表第1欄(1)については、対応する同表第2欄の漁業協同組合

(2) 別表第1欄(2)については、対応する同表第3欄に掲げる者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に対し、同表第6欄の額以上の間接補助金を交付する同表の第2欄に掲げる漁業協同組合

2 本補助金の額は、次の額以下とする。

(1) 別表第1欄(1)については、対応する同表第5欄の補助対象期間内に、同表第4欄の対象事業で販売する発泡箱の数（同表第7欄の数を限度とする。）に、同表第6欄の補助単価を乗じて得た額。

(2) 別表第1欄(2)については、対応する同表第5欄の補助対象期間内に、同表第3欄の者が同表第4欄の対象事業で購入する発泡箱の数（同表第7欄の数を限度とする。）に、同表第6欄の補助単価を乗じて得た額の合計額。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 別表第1欄(1)及び第1欄(2)に対応する第2欄アの場合にあつては、令和4年12月24日

(2) 別表第1欄(2)に対応する第2欄イの場合にあつては、令和5年2月17日

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第8欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号の場合にあつては、令和5年3月15日

（2）規則第17条第1項第2号の場合にあつては、対象事業の中止又は廃止の日から15日を経過する日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

別表（第3条、第7条、第8条関係）

1 区分	2 補助事業者	3 間接補助事業者	4 対象事業	5 補助対象期間	6 補助単価	7 補助上限数	8 重要な変更
(1) 直接補助事業	県内の漁業協同組合のうち、組合員に対する発泡箱の販売を行う組合	—	第2欄の者が、組合員（20t未満の漁船を使用する県内の沿岸漁業者（以下「県内沿岸漁業者」という。）に限る。）に対して行う発泡箱の値引き販売（蓋のみ販売分は除く。）	令和4年7月1日から令和5年3月5日まで	第5欄の期間内に、第4欄の対象事業で販売する発泡箱1箱あたりの値引き額（上限20円。消費税及び地方消費税を除く。）	R3.7.1～R4.3.31の発泡箱販売実績数（蓋のみ販売分は除く。）×1.1(単位：個)（小数点以下切り捨て）	1 補助金の増額 2 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
(2) 間接補助事業	ア 県内の漁業協同組合のうち、組合員に対する発泡箱の販売を行わない組合 イ 第1欄(1)に係る第2欄の漁業協同組合	ア 第2欄アの漁業協同組合に所属する組合員（県内沿岸漁業者に限る。） イ 第2欄イの漁業協同組合に所属する組合員のうち、19トン型いか釣り漁船に係る組合員	第3欄の者が行う発泡箱の購入（蓋のみ購入分は除く。）		第5欄の期間内に、第3欄の者が第4欄の対象事業で購入する発泡箱1箱につき20円（ただし、発泡箱の購入単価（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が20円未満の場合は、発泡箱の購入単価の額を上限とする。）	R3.7.1～R4.3.31の発泡箱購入実績数（蓋のみ購入分は除く。）×1.1(単位：個)（小数点以下切り捨て）	

様式第1号の1（第4条、第10条関係）
（別表第1欄（1）直接補助事業の場合）

鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

対象事業	補助対象期間内の発泡箱1箱あたりの値引き額（上限20円。税抜。） （単位：円） （A）	補助対象期間内の発泡箱販売（見込）数 （単位：個） （B）	R3.7.1～R4.3.31の発泡箱販売実績数（蓋のみ販売分は除く。）×1.1 （単位：個）（小数点以下切り捨て） （C）	県補助金額 （（A）×（B）か（C）のいずれか小さい数） （単位：円）
組合員（県内沿岸漁業者に限る。）に対して行う発泡箱の値引き販売（蓋のみ販売分は除く。）				

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

（※）「有」、「無」のいずれかに○を付ける。

（※）「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先電話番号）を記載。

4 事業完了（予定）年月日

5 県内事業者への発注が困難である場合の理由

（※）県内事業者への発注が困難であることがあらかじめわかっている場合は、理由を記載。

6 本事業終了後、発泡箱の価格高騰対策として補助事業者が行う取組み

7 添付資料

<事業計画書>

- （1）補助対象期間内の発泡箱の販売（予定）単価（税抜）がわかる書類
- （2）R3.7.1～R4.3.31の発泡箱販売実績数を証明する書類

<事業報告書>

- （1）補助対象期間内の発泡箱の販売単価（税抜）を証明する書類
- （2）補助対象期間内の発泡箱販売実績数を証明する書類

様式第1号の2（第4条、第10条関係）
 （別表第1欄（2）間接補助事業の場合）

鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

＜対象事業＞所属する組合員（県内沿岸漁業者に限る。）が行う発泡箱の購入（蓋のみ購入分は除く。）

No.	事業実施主体名 （漁業者名）	補助対象期間 内の発泡箱購 入（見込）数 （単位：個） （A）	R3. 7. 1～R4. 3. 31 の発泡箱購入実 績数（蓋のみ購入 分は除く。）× 1. 1（単位：個） （小数点以下切り捨 て）（B）	（A）か（B）のい ずれか小さい 数（単位：個） （C）	県補助金額 （（C）×20円（発泡箱 の購入単価（税抜）が 20円未満の場合は、 発泡箱の購入単価の 額）（単位：円）
合 計					

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

（※）「有」、「無」のいずれかに○を付ける。

（※）「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先電話番号）を記載。

4 事業完了（予定）年月日

5 県内事業者への発注が困難である場合の理由

（※）県内事業者への発注が困難であることがあらかじめわかっている場合は、理由を記載。

6 本事業終了後、発泡箱の価格高騰対策として補助事業者が行う取組み

7 添付資料

＜事業計画書＞

・ R3. 7. 1～R4. 3. 31の発泡箱購入実績数を証明する書類

＜事業報告書＞

・ 補助対象期間内の発泡箱購入単価（税抜）及び実績数を証明する書類

鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
漁業用資材高騰対 応緊急支援事業					
合計					

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事 氏 名 印

鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象事業の実績額について、鳥取県漁業用資材高騰対応緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年11月14日付第202200187911号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。